

令和7年度龍ヶ岡地区城ノ内4丁目宅地地盤調査業務
特記仕様書

令和8年2月

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部
アセット活用部 品質管理課

特記仕様書

1 調査概要

- (1) 調査名称：令和7年度龍ヶ岡地区城ノ内4丁目宅地地盤調査業務
- (2) 調査地：茨城県龍ヶ崎市城ノ内4丁目
- (3) 調査期間：契約締結の翌日から令和8年6月30日まで
- (4) 調査概要：ボーリング調査、SWS試験

2 一般事項

- (1) 本調査は、国土交通省大臣官房官庁営繕部「敷地調査共通仕様書」（令和3年3月改定）及び独立行政法人都市再生機構（以下、「機構」という。）「地質調査共通仕様書」（平成22年7月）によるほか、本仕様書と調査職員の指示によるものとする。
- (2) 契約締結後、直ちに監督員の立会による調査地の確認を受けること。また、工程表及び調査計画書を提出すること。
なお、調査位置は、別図－1及び別図－2によるが、契約締結後に敷地関係者（地権者）に調査位置を含む調査計画書を提出し、承諾を得た内容で調査職員が指示するものとする。
- (3) 調査位置は、建物位置との相対位置関係を明確に記載し、提出すること。標高はT.P.表示とする。
- (4) ボーリング位置は、SWS試験結果を確認後、計画するものとする。
- (5) 本調査の目的遂行のため、調査項目及び調査個数等の変更を行う場合には、調査職員と協議し、その都度承諾を得ること。
- (6) 本調査は、SWS試験結果を踏まえてボーリング調査を実施し、地中内の土層を確認することを目的とするものであり、提出する報告書はこの趣旨に従うこと。
- (7) 報告書の提出部数は3部とする。

3 調査内容

- (1) ボーリング及びSWS試験の内容は表－1による。
- (2) SWS試験結果の内容を踏まえ、ボーリング調査位置、調査延長については事前に調査職員と協議すること。

4 現場説明事項

- (1) 入札及び契約上の必要事項
 - ① 測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)への情報提供
契約金額が100万円以上の場合、受注者は、当該調査業務について調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)(一財)日本建設情報総合センター(以下「JACIC」という。)の仕様(インターネットホームページ：<http://www.jacic.or.jp/>)等

参照)に基づき、「業務カルテ」を作成し担当職員の確認を受けた後に、JACICに電子データを登録する。確認の際には、「登録のための確認のお願い」に調査職員の署名及び捺印を受けること。

また、JACICが発行する「登録内容確認書」の写しを調査職員に提出しなければならない。

なお、登録内容の変更に伴う変更登録も同様の手続きを行うこと。提出期限は、以下のとおりとする。

ア 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。

イ 完了時登録データの提出期限は、契約完成後10日以内とする。

ウ なお、調査業務履行中に、受注時登録データの内容変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

(2) 安全対策に関する事項

- ① 受注者は調査に対する周辺住民、建物利用者等の安全確保、調査による災害、事故及び公害の発生防止に常に努めるとともに周辺居住環境に配慮し、必要に応じて仮囲い等を設置すること。
- ② 受注者は調査にあたり既設建物および埋設物等を損傷しないよう適切な処置を講ずること。
- ③ 本調査に関し、あるいは本調査以外でも周辺住民等と交渉があった場合は速やかにその内容を調査職員に報告すること。

(3) 仮設に関する事項

- ① 本調査のため敷地内に仮設小屋及びそれに類するものは、原則として設置してはならない。
- ② 本調査の電源及び用水は現地で自給するものとする。

(4) 調査に関する事項

各調査位置は、調査職員立会いのもとで決定する。

(5) 成績評定

本調査業務は、業務成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後業務成績評定結果を通知する。付与した評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

(6) 再委託

- ① 本調査業務において、業務の一部再委託を承認する業務は下表の「あらかじめ承諾を得て再委託できる業務」に準ずるものとする。業務の一部を再委託する場合は、様式-1により申請を行い、あらかじめ調査職員の承諾を得なければならない。

再委託不可の内容	主たる業務 調査業務における業務遂行管理、技術的判断
あらかじめ承諾を得て再委託できる業務	上記及び下記に規定する以外の業務
特に承諾を要しない業務	補助的な業務 [例] ・コピー、印刷、製本

② 受注者は、業務の一部を再委託する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対し適切な指導、管理のもとに調査を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、機構の建設コンサルタント業務等競争参加資格者である場合は、機構の指名停止期間中であってはならない。

(7)その他

①本調査の現場作業日は敷地関係者（地権者）と調整のうえ、決定する。なお、原則として土曜日、日曜日及び祝日は現場作業を行わない。

②本調査の現場作業時間は、以下を原則とするが、敷地関係者（地権者）の了解を得た内容とする。

午前8時から午後5時まで。ただし、音の出る作業は、午前9時からとする。

③暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 調査の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ 前項により警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により調査職員に報告すること。

ウ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、調査職員と協議を行うこと。

④個人情報の取扱い

個人情報等の保護に関する特約条項第1条に定める個人情報等の保管場所、取扱場所、及び取扱場所から持ち出す場合等の手続については、下記のとおりとする。

ア 保管場所は受注者事務所内とし、施錠できる場所に保管する。

イ 取扱場所は受注者事務所内とし、取扱終了後は速やかに保管場所に返却し施錠する。

ウ 取扱場所から持ち出す場合は、事前に調査職員の了解を得て、保管場所に返却後はその旨を報告する。

エ 原則として携帯電話に業務に係る個人情報を登録しない。

⑤調査環境の改善

本調査業務の実施にあたっては、業務環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

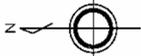
ウィークリースタンスの実施にあたっては、ウィークリースタンス実施要領（別紙1）に基づき、調査職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

表－1 調査内訳書

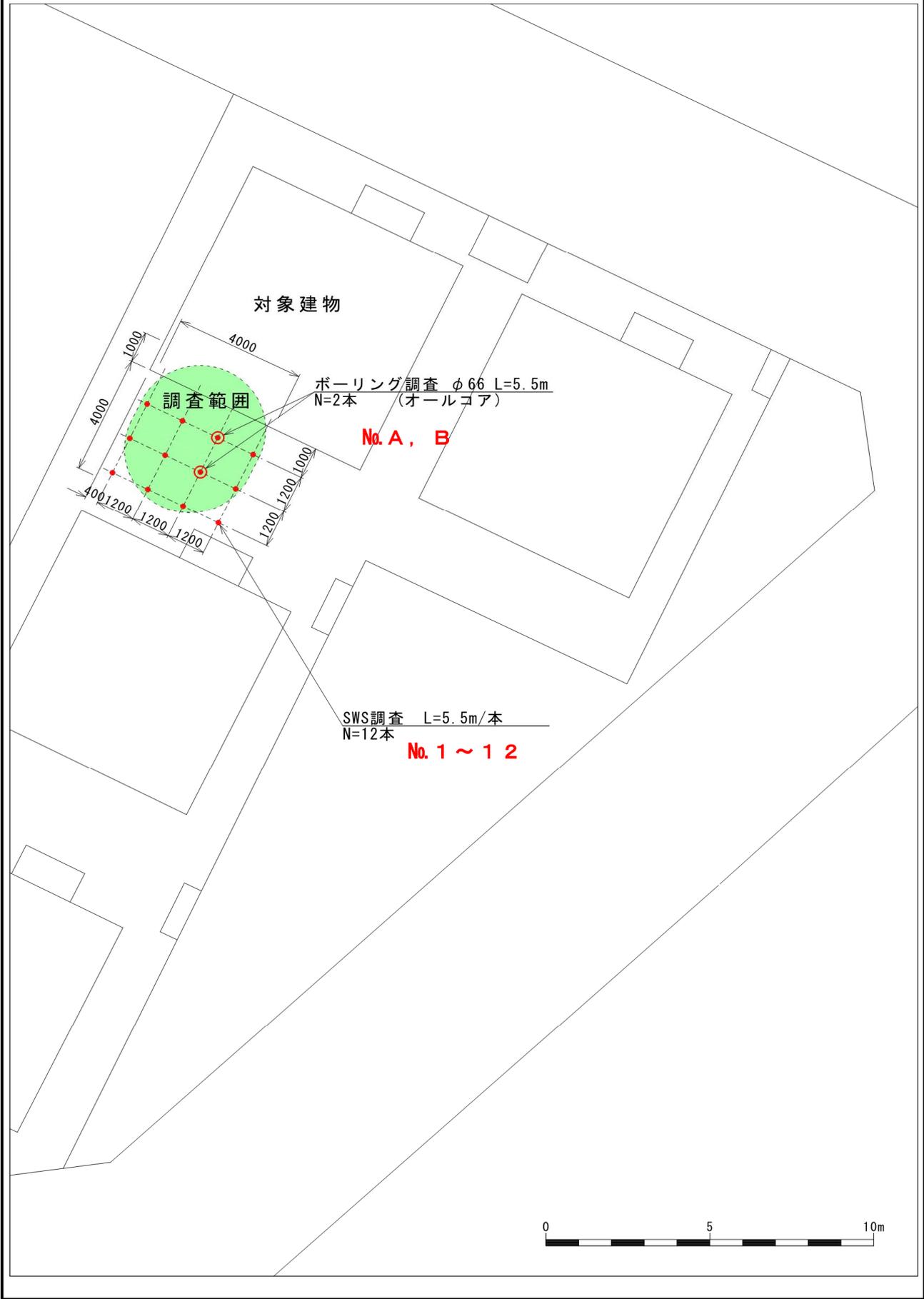
費目	工種	種別	細別	数量	摘要
直接 調査費					
	機械 ボーリング	粘性土・シルト	φ 6 6	11m (2ヶ所)	オールコア
	サウンディング及び 原位置試験	スクェーウェイト 貫入試験		66m (12ヶ所)	10m以内、 N値4以内
	総合解析 解析等調査	資料整理 とりまとめ		1式	
	印刷製本費			1式	
間接 調査費					
	資機材運搬	クレーン付き 2tトラック	2.9t 吊	1回	
		現場内小運搬	人肩運搬	1.3 t	
	準備及び 跡片付け			1式	
	調査孔閉塞			2ヶ所	
	仮設費	平地用足場	高さ 0.3m 以下	1ヶ所	
	給水費 (ポンプ運転)	20m以上 150m以下		1ヶ所	
	旅費交通費			2日	
	施工管理費			1式	

位置図

龍ヶ岡地区



調査範囲図



再委託（変更等）承諾申請書

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 〇〇 〇〇 殿

受注者 住所

氏名 株式会社〇〇〇〇

〇〇 〇〇 印

契約名称：

令和〇年〇月〇日付けをもって締結した上記の契約に関して、以下のとおり業務の一部を再委託したく、請書第〇条第〇項に基づき申請するので、手続き方お願いいたします。

項目	申請内容
再委託の相手方 (住所、氏名)	〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇 △△株式会社
再委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
再委託業務の契約予定額	〇〇千円（契約金額に対する比率〇%） ※見積書を添付
再委託を行う必要性及び 再委託の相手方の選 定理由 (変更の場合は、下 請負の変更理由も記 載)	<p>（再委託する必要性） 〇〇〇〇を再委託することで、業務の効率化を図り、工期短縮に努めるため再委託する。</p> <p>（再委託の相手方の選定理由） 〇〇〇株式会社は、平成〇〇年より弊社で行う〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇を行ってきている。この間、成果の品質が高く、納期も遵守している。</p> <p>また、上記業務の同種、類似業務の実施経験が多数有り、短期間での業務遂行に寄与し、成果の品質向上に資することが期待できるため。</p>

ウィークリースタンス 実施要領

1 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、建設コンサルタント業務等における受発注者の業務環境を改善し、業務成果の品質が確保されるよう適正な業務執行を図ることを目的とする。

2 取組内容

- (1) 業務の実施に当たり、適切な作業時間を確保するほか、就業環境や業務特性等を勘案したうえで、原則として以下の項目（1週間における仕事の進め方の相互ルール）について受発注者間で設定する。
 - ① 休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。
 - ② 水曜日は定時の帰宅を心掛ける。
 - ③ 休暇がとれるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
 - ④ 昼休みや17時以降の打合せはしない。
 - ⑤ 定時間際、定時後の依頼はしない。
 - ⑥ その他、業務環境改善に関わる取組みを任意に設定する（WEB会議の積極的な活用等）。
- (2) 業務履行期間中であっても、受発注者間で確認・調整の上、必要に応じ、設定した取組内容を見直すことができる。
- (3) (1)によらず、やむを得ず受注者に作業依頼を行う場合には、調査職員又は監督職員から管理技術者又は主任技術者に対して依頼内容とその理由を明確に指示する。
- (4) 緊急事態対応（災害対応等）については、取組みの対象外とする。

3 進め方

- (1) 初回打合せ時に取組内容を受発注者間で確認・調整の上、設定する。取組期間については、初回打合せ時から履行期間末までを原則とする。
- (2) 受注者は、設定した取組内容を打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- (3) 成果物納入時の打合せ時に実施結果、効果、改善点等を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。

以上